

## ●選挙運動用自動車の使用

候補者は「一般運送契約」「その他の契約」のいずれかを選択します。

一般運送契約とは、自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用について一括契約することです。

対象期間は、立候補届出のあった日から、選挙期日の前日までの期間（町長選挙、町議会議員選挙の選挙期間は5日間）。

| 契約の種別              | 限度額  |
|--------------------|--|
| 一般運送契約<br>(ハイヤー方式) | 1日1台 64,500円(法定単価)<br>×5日(選挙期間) = 322,500円             |
| その他の契約<br>(個別契約方式) | ①自動車の借入契約<br>1日1台 16,100円(法定単価)<br>×5日(選挙期間) = 80,500円 |
|                    | ②燃料供給契約<br>1日1台 7,700円(法定単価)<br>×5日(選挙期間) = 38,500円    |
|                    | ③運転手の雇用契約<br>1日1人 12,500円(法定単価)<br>×5日(選挙期間) = 62,500円 |

## ●選挙運動用ビラの作成

表の単価は法定単価、枚数は法定枚数の上限です。それに満たない場合は、その契約額が公費負担額となります。

| 選挙の区分   | 限度額                                     |
|---------|---|
| 町長選挙    | 1枚 7.73円(法定単価) × 5,000枚(法定枚数) = 38,650円 |
| 町議会議員選挙 | 1枚 7.73円(法定単価) × 1,600枚(法定枚数) = 12,368円 |

## ●選挙運動用ポスターの作成

作成単価と作成枚数にはそれぞれ上限があります。公費負担額は、それぞれの上限と実際に作成した実績を比較し、(少ない方の額) × (少ない方の枚数) により算出します。

- ・1枚当たりの作成単価の上限額 (掲示場数18か所)  
(541円31銭 × 18か所 + 35,000円) ÷ 18か所 = 2,486円 (1枚)
- ・作成枚数の上限 20枚

## 千葉県議会議員選挙 (令和5年4月統一地方選挙)

- 告示日 3月31日(金)
- 期日前投票 4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時 (場所: 神崎町役場1階小会議室)
- 投票日 4月9日(日) 午前7時～午後8時
- 開票日 4月9日(日) 午後8時45分～ (場所: 神崎ふれあいプラザ)

## 神崎町長選挙と神崎町議会議員一般選挙の同時執行について

任期満了に伴う神崎町長選挙と神崎町議会議員一般選挙を、次の日程で同時に行います。

- 告示日 6月13日(土) ■投票日 6月18日(日) 午前7時～午後8時
- 開票日 6月18日(日) 午後8時45分～ (場所: 神崎ふれあいプラザ)